

議案第1号

西脇市部設置条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市部設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月6日

西脇市長 片山 象三

(理由)

分掌事務の所属換えに伴い、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市部設置条例の一部を改正する条例

西脇市部設置条例（平成17年西脇市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(事務分掌) 第2条 前条に規定する部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 市長公室 (1)・(2) (略) (3) 市政の総合企画及び調整に関すること。 (4) (略) 都市経営部 (削る) (1)～(3) (略) (4) 他の部等の所管に属さない事項に関すること。 総務部 福祉部 (1)・(2) (略) (3) 子ども・子育て支援に関すること。 くらし安心部 (略) 産業活力再生部 (略) 建設水道部 (略)</p>	<p>(事務分掌) 第2条 前条に規定する部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 市長公室 (1)・(2) (略) (新設) (3) (略) 都市経営部 (1) 市政の総合企画及び調整に関すること。 (2)～(4) (略) (新設) 総務部 (略) 福祉部 (1)・(2) (略) (新設) くらし安心部 (略) 産業活力再生部 (略) 建設水道部 (略)</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。